

予防接種証明書の提出について

日本でも報道され、ご承知のことと存じますが、予防接種法改正（2017年7月31日）後、イタリアでは16歳までの子供が学校へ入学する際、予防接種証明書を提出する事が義務となっております。また、義務接種についても以下の9種（2017年生まれ以降の子供に対しては10種）が定められております。

義務接種（0-16歳）

日本語	イタリア語	英語
・ポリオ（急性灰白髄炎）	anti poliomielitica	poliomyelitis, polio
・ジフテリア	anti difterica	diphtheria
・破傷風	anti tetanica	tetanus
・百日咳	anti pertosse	whooping cough, pertussis
・B型肝炎（HBV）	anti epatite B	hepatitis B
・ヒブ（ヘモフィルス・インフルエンザ菌B型:Hib）	anti Haemophilus influenzae tipo b	haemophilus influenza type b
・麻疹（麻疹、はしか）	anti morbillo	measles, rubeola
・風しん（風疹）	anti rosolia	rubella
・おたふく風邪（流行性耳下腺炎）	anti parotite	mumps
・水痘（水疱瘡）	anti varicella（2017年生まれ以降）	chicken pox ,varicella

【参考】強く奨励する予防接種：C群髄膜炎菌 anti-meningococcoC、B群髄膜炎菌 anti-meningococcoB、
ロタウイルス anti-rotavirus、肺炎球菌 anti-pneumococco

本校においても、入学、編入学前に予防接種証明書のご提出をお願いしております。

証明書は以下のいずれかとなります。

- 1) 母子手帳の正式なイタリア語、または英語翻訳
- 2) ミラノの保健所（ATS）で発行された予防接種証明書
- 3) 小児科医もしくは一般医などにより正式に発行された予防接種証明書

1について…母子手帳に記載のある日本で受けた予防接種に関してのみ、ミラノ総領事館で翻訳証明を
発行して頂く事もできます。（有料、母子手帳原本を申請者（保護者）が持参。）

日本で準備される場合は、地域の保健センターなどで翻訳証明を発行できる所もございます。
直接お問合せの上、ご確認ください。

2について…イタリアで定期接種を出生後から受けている場合、地域の保健所にて予防接種証明書の発行
できます。

3について…日本またはイタリアの一般医で、イタリア語又は英語の正式な予防接種証明書を取得されてい
る場合は、その証明書をご提出ください。

ご質問がございましたらミラノ日本人学校事務局までご相談ください。
皆さまのご協力、よろしくお願い申し上げます。

ミラノ日本人学校事務局
Tel. 02-4150291
Email: jimumu@mngitalia.net